

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

題目(和文)	行政主導による再生可能エネルギー導入の合意形成に関する研究
Title(English)	
著者(和文)	長澤康弘
Author(English)	Yasuhiro Nagasawa
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第11733号, 授与年月日:2022年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:錦澤 滋雄,村山 武彦,木内 豪,佐藤 由利子,時松 宏治
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第11733号, Conferred date:2022/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Category(English)	Doctoral Thesis
種別(和文)	審査の要旨
Type(English)	Exam Summary

(博士課程)

## 論文審査の要旨及び審査員

報告番号	甲第	号	学位申請者氏名	長澤 康弘		
論文審査	主査	氏名	職名	審査員	氏名	職名
		錦澤 滋雄	准教授		佐藤 由利子	准教授
審査員	審査員	村山 武彦	教授	時松 宏治	准教授	
		木内 豪	教授			

### 論文審査の要旨 (2000 字程度)

本論文は、「行政主導による再生可能エネルギー導入の合意形成に関する研究」と題し、全5章からなる。

第1章「研究の背景と目的」では、地球規模での気候変動の深刻化をうけて再生可能エネルギーの大量導入がわが国の政策課題に掲げられ、風力や太陽光発電は主力電源の一つとして期待されているものの、事業実施にあたっては地域住民の懸念や反対が起こるケースが少なくないとし、関係者が議論するための場として協議会が必要であること、そこでの事業の円滑な推進に向けて行政が果たすべき役割の重要性を述べている。そこで本研究の目的を、再生可能エネルギー事業において行政主導のもとで設けられる協議会での議論の過程に着目し、基礎自治体ならびに県行政が合意形成の観点から果たすべき役割を明らかにするとしている。

第2章「研究の枠組み」では、まず再生可能エネルギー事業に係る政策の動向について概観し、本研究で対象とする農山漁村再生可能エネルギー法と風力発電事業推進のためのゾーニング事業が合意的手法と計画的手法に位置付けられることを述べている。その上で、再生可能エネルギーの合意形成に関する国内外の先行研究をレビューし、合意形成の概念を整理した上で、その実現のためには環境影響の低減に加えて、事業が立地する自治体にメリットをもたらす地域便益の創出に資する議論の重要性を指摘し、それらを考慮した合意形成プロセスのあり方、ならびに基礎自治体と県行政が果たすべき役割を明らかにするための研究枠組みを提示している。

第3章「基礎自治体主導による再生可能エネルギー導入の合意形成プロセス ―農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画策定時の協議会を対象として―」では、再生可能エネルギー導入と農林漁業振興の両立を目指した岩手県軽米町を中心とした三事例を対象として、協議会議事録をデータとするテキストマイニングを用いた手法と協議会における主要な論点を抽出して議論の内容と変化を把握する質的分析手法により、合意形成プロセスならびにそこで基礎自治体が果たした役割を分析・考察している。その結果、協議の初期段階では地域便益などのポジティブな議題を扱うことで関係者の目標の共有化を促し、中盤から終盤にかけて林地開発や災害対応などの事業で生じ得るネガティブな側面を慎重に検討する形で合意が形成されていく過程を解明している。また、参加者属性や地域特性により差異はみられるものの、地域便益と環境配慮の両者が議論されていることが三事例に共通するとし、これら両面を議論することの合意形成上の有用性が示されている。これらの分析を通じて、行政の役割として協議会で合意すべき議題設定（アジェンダ設定）、それらを議論する協議プロセス全体の設計（プロセス設計）、協議会で合意すべき事項の選択（合意事項の選択）の役割があることを明らかにしている。

第4章「広域的な再生可能エネルギー導入の合意形成における都道府県の役割 ―風力発電に関するゾーニングマップ策定プロセスを対象として―」では、風力発電事業が大規模化し開発エリアも陸域から洋上へと広域化する中で、その円滑な導入に向けて意思決定の上位段階での環境配慮が可能となるゾーニング事業に着目して、県行政が基礎自治体とともに策定を進めた長崎県を対象事例として選定し、県、壱岐市、対馬市でそれぞれ設置された協議会での議論の内容と過程を整理することで行政が果たすべき役割を分析・考察している。その結果、県協議会においては、事業実施エリアの指定方法について初期は事業推進エリアを抽出する方針が示されたものの、漁業への影響や景観破壊を懸念する意見が地域の協議会で出たことを受けて、拙速に事業を進めることはせずに協議会の回数を増やすなど協議プロセスを柔軟に変更して重層的に議論を積み重ねていったこと、その中で事業実施による広域的な負のインパクトを考慮することの重要性を述べている。一方、地域便益については県協議会では扱わず、地域の協議会で地域の実情を踏まえた議論がされていたことを確認し、県と基礎自治体で扱うべき議題を明らかにしている。

第5章「結論」では、以上の成果をまとめた結論を提示している。

以上要するに、本研究は、再生可能エネルギー事業の実施において、合意形成プロセスならびにそれを支援するための基礎自治体と県行政の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー事業の導入拡大に資する合意形成に関する具体的な知見を得たもので、環境計画・政策分野上の社会工学的な貢献が大きい。よって、博士（工学）に値するものと認める。